

久米南町立久米南中学校 校長室便り

Kumenan Press

No.51 2018.2.9

いじめの定義

本校の方針:「認知」と「早期対応」

いじめの定義 《いじめ防止対策推進法第2条第1項》

この法律において「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

「一定の人的関係」とは？

同じ学校・学級・部活動・塾・スポーツクラブなど、子どもが関わっている何らかの仲間や集団における人とのつながり

「心理的または物理的な影響」の具体例とは？

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれや集団による無視をされる
- ・ぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられたり、隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・インターネット上で誹謗中傷や嫌なことをされる・・・等

「いじめ」の認知に関する文部科学省の考え方と、学校としての方針

上記のような事象は、された方が苦痛であると感じていれば、全て法律上の「いじめ」に該当します。文部科学省は、成長過程にある子どもたちが集団で生活する学校においては、これらの事象はどうしても発生するものであり、「いじめ」を積極的に認知し、早期対応をすることが大切であると考えています。

本校においても、「いじめがあります」という表現で、保護者の方に連絡をさせていただくことがあるかもしれませんが、それは「認知して対応しています」という意味であるにとらえてくださいますようお願いいたします。「いじめ」を認知した場合は、その事象に対して毅然とした指導を行うのは当然のこと、よりよい人間関係の構築に向けて、双方の気持ちに寄り添いながら、組織として対応します。

☆☆☆☆☆ A cheerful greeting with a smile is connected to peace. ☆☆☆☆☆

＊ ＊ 自ら学び考える心豊かで活力ある生徒の育成 ＊ 笑顔と意欲にあふれ活力ある学校づくり ＊